

テレアポAI利用規約

株式会社アイ・イーグループ

第1条（本サービスの内容）

「テレアポAI」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社アイ・イーグループ（以下「当社」といいます。）がお客様に対し、「テレアポAI利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき提供するサービスをいいます。なお、本サービスのご利用にあたっては、当社の利用規約のほか、別紙1に定める株式会社Dial Shift（以下「DS」といいます。）の利用規約（以下「DS利用規約」といいます。）が適用されます。なお、本規約と別紙1のDS利用規約の内容に矛盾または抵触が生じた場合は、当社の利用規約を優先して適用するものとします。

第2条（本サービスの利用）

1. 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約（別紙を含みます。）に同意の上、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）を当社に提出する方法その他当社の所定の方法により本サービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行い、当社に対し本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 前項に定める利用登録が完了し、当社がお客様からの申込みを承諾した時点で本サービスの利用に関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。なお、当社は、お客様からの申込みを承諾する義務は負わず、当該申込みを承諾しないことができるものとし、また、当社からの明示的な承諾がない場合でも、当社または当社が別途指定する第三者から本サービスにかかるシステム（以下「対象システム」といいます。）の構築にかかる連絡を行った場合等、利用を認めたと合理的に判断できる場合は当社がお客様からの申込みを承諾したものとみなし、利用契約が成立するものとし、利用登録を完了させ、当社との間で利用契約が成立したお客様を「本サービス利用者」といいます。
3. 本規約と別紙の定めに矛盾又は抵触が生じる場合は、別紙の定めが優先して適用されるものとします。
4. 本サービス利用者は、別途当社が定める場合を除き、本サービスを利用するためには必要な通信機器、ソフトウェア、ネットワークなどの機器類等について、自己の費用と責任において用意し、当該機器類等及び利用環境の維持及び管理をするものとします。なお、本サービス利用者が自己の費用と責任において用意し、維持及び管理を行う機器類等及び利用環境の利用（ソフトウェアのインストール又はアンインストール等、当該機器類等を利用するための本サービス利用者の行為を含みます。）に起因して本サービス利用者又は第三者が損害を被った場合において、当該損害につき当社は一切責任を行わないものとします。
5. 本サービス利用者は、対象システムの利用のために当社が発行するID及びパスワード（以下総称して、「ID等」といいます。）を自己の責任において管理するものとし、第三者にパスワードを使用されることがないよう、以下の各号を遵守するものとします。
 - ① 容易に第三者に推測されないパスワードにて設定を行うこと
 - ② 第三者に自己のID等を開示しないこと
 - ③ 複数の人間が使用する端末上で対象システムを利用する場合は、かんたんログイン（ログイン時のEメールアドレスとパスワードの入力を省略できる機能）の登録解除を行っておくこと
6. 本サービス利用者は、いかなる場合もID等を第三者に使用、譲渡又は貸与することはできないものとします。
7. 当社は、ID等の組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、当該ID等を登録している本サービス利用者自身による利用とみなします。なお、ID等の登録情報に虚偽若しくは現況に一致しない事項がある場合、当社は本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
8. 本サービス利用者は、ID等が第三者に漏洩した場合、第三者に利用された場合、又はそれらの虞がある場合、当社に対して直ちに報告するものとし、当社が必要と判断した措置に最大限協力するものとします。
9. 本サービス利用者は、ID等の不正使用によって当社又は第三者に損害が生じた場合、当社及び第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。なお、ID等の管理は本サービス利用者が自己の責任の下、善良なる管理者の注意義務をもって行うものとし、登録情報が不正確又は虚偽であったために本サービス利用者が被った一切の不利益及び損害に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

第3条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金（以下「本料金」といいます。）は、別紙2に定める詳細の通りとします。
2. 本サービス利用者は、本料金を、当社所定の方法にて、別段の定めがある場合を除き、毎月末日締め翌月末日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、本サービス利用者の負担とします。
3. 本サービス利用者が、月の途中で本サービスに申込む場合、及び、月の途中で本サービスに関する利用契約が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われないものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、当社の責に帰すべき事由により本サービス利用者が本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。
5. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の本料金は返還されないものとします。
6. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。
7. 当社は、本サービス利用者による本サービスの利用状況、支払履歴・状況等に関する情報を本規約第14条第1項

第4号で定義する「当社等」に提供できるものとし、当社等は当社等が提供する商品・サービス乙の申込みの審査及びその他事業運営上必要なる事項に関し、当該情報を利用することができるものとします。

第4条（遅延損害金）

当社は、本サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合（年当たりの割合は、平年に属する日については365日当たりの割合とし、閏年に属する日については366日当たりの割合とします。）による遅延損害金を請求することができるものとします。但し、法令による制限等がある場合は当該規定に従うものとします。

第5条（お問合せ）

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

第6条（本サービス・規約の変更）

- 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知することにより、本規約又は本サービスの内容（利用料金、サービス内容、各種手数料並びにこれに付随するサービスの内容等）を変更する場合があります。なお、本規約の変更は、民法第548条の4の規定に従い変更するものとします。
- 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を、本サービス利用者に対して、当社のWebサイトへの掲載またはその他相当の方法により通知するものとします。
- 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。

第7条（禁止事項）

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- 第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- 第三者又は当社の財産、生命、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- 第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- 第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- 第三者又は当社の情報等を不正に使用する行為。
- 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- 申込に当たって虚偽の事項を記載する行為。
- 当社の事前の承諾なく、利益目的で自己の事業において利用する行為。
- 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為。
- 非合法な方法や違法な活動で使用する行為。
- 対象システムを利用して架電する対象に個人を含める行為。
- 故意に電気通信回線を保留にしたまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為。
- 故意に多数の完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせる虞がある行為。
- その他当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営に支障を与える行為または与えるおそれがある行為。
- 本サービスに関するデータの不正な改ざん、ソフトウェアやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル及びリバースエンジニアリング、並びにこれらに類する全ての行為及びこれらにより本サービスを不正に利用する行為。
- 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して、商法、訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、個人情報保護法その他法令の定めに違反する行為。
- 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- その他、本規約の規定又は法令に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

第8条（知的財産権）

本サービス及びその内容、対象システム、本サービス又は対象システムに関するマニュアル等、本サービスの提供において当社が本サービス利用者に対して提供する一切の物品（本規約も含みます。）の構成における著作権、商標権、その他ノウハウなどの知的財産権が当社または当社が指定する第三者（DSを含みます。）に帰属するものとし、本サービス利用者は、いかなる理由によっても当社又は当社が指定する第三者が有する知的財産権を侵害する行為又はその虞のある行為をしないものとし、利用契約に基づき本サービスに関する利用権のみを有するものとします。なお、本サービス利用者は、当社から提供を受けた一切の物品に関し、本サービスの利用の目的以外に使用しないものとします。

第9条（権利譲渡の禁止）

本サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくして本サービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第10条（損害賠償）

1. 本サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。
2. 本サービス利用者の行為により、第三者（他の本サービス利用者を含みます。）から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、本サービス利用者の費用と責任でこれを解決するものとし、当社が当該第三者に対して損害賠償金を支払った場合には、本サービス利用者は当社に対して当該損害賠償金相当額を含む一切の費用（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）を支払うものとします。

第11条（相殺）

当社は、双方の債務の弁済期の到来の前後にかかわりなく、利用契約にかかわらず、本サービス利用者が当社に対し負担する一切の金銭債務と、当社が本サービス利用者に対し負担する金銭債務とを、対当額にて相殺することができるものとします。

第12条（債権の譲渡）

1. 当社は、当社が利用契約に基づき本サービス利用者に対して有する債権の全部または一部を、当社が別途定める者に対して、当社の裁量により譲渡することができるものとし、本サービス利用者は予めこの譲渡（債権の譲受人が更にその他の第三者に譲渡する場合があり、当該譲渡が数次に渡る場合はそのすべてを含みます。）に同意するものとします。
2. 前項の場合、当社と債権の譲受人（債権の譲渡が数次に渡る場合はそのすべての譲受人を含みます。）は、各種料金の請求収納及び債権保全の目的並びにその他各々が本サービス利用者に対してプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定及びそれらの規定が変更されたものを含むものとし、以下「プライバシーポリシー」といいます。）等において明らかにする目的により、料金の支払状況等その他の利用契約の締結及び履行に関連して当社が知り得たすべての本サービス利用者の情報について、相手方への提供または共同利用をすることができるものとし、本サービス利用者は予めこれに同意するものとします。

第13条（通知）

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）に本サービス利用者に到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者に到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（本サービス利用者情報）

1. 当社は、本サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。
 - ① 本サービスを提供する場合（本料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
 - ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
 - ③ 本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
 - ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
 - ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
 - ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
 - ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
 - ⑧ 法令の規定に基づく場合。
 - ⑨ 本サービス利用者から事前の同意を得た場合。
2. 前項に定めるほか、当社は、本サービス利用者の個人情報を当社のプライバシーポリシー（<http://ie-group.co.jp/privacy.html>）に従い取り扱います。
3. 本サービス利用者は、当社又はDSのWEBサイトまたは営業資料等に記載する目的で、当社又はDSが本サービス利用者の企業名または企業ロゴ等を利用することについて、許諾するものとします。

第15条（免責）

1. 当社は、戦争、暴動、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することができない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、本サービス利用者の本サービス利用の目的に対する適合性、本サービスの利用による成果、その他本サービス利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合（当社が使用しているサービス（クラウドサービスのGCP、音声認識のGoogleTelephony等）の不具合により本サービスに不具合が生じた場合等を含みます。）においても、

当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

3. 本サービスは、障害に対して完全に耐性があるものではなく、核施設、航空機の運航若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置に関わるもの、本サービスの機能停止により死亡、傷害、または身体若しくは環境、社会活動、経済活動への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（以下「ハイリスク活動」といいます。）に使用されるものとして設計、製造または企図されたものではないものとします。当社は本サービスのハイリスク活動への適合性について、明示的または黙示的な保証を明確に否認するものとします。
4. 当社は、本サービスの一時中断、停止、並びに本サービス及び本規約の内容の変更、追加又は中止等により、本サービス利用者又は第三者が被ったあらゆる不利益、損害について一切の責任を負わないものとし、第三者より当社が請求等を受けた場合、本サービス利用者は当社を防御し、損害を補償するものとします。
5. 本サービス利用者が本規約に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、本サービスの提供により、別紙2に定める本サービス利用者等又は第三者が保持している情報及びデータ等が消滅、紛失、棄損、改変等したことに起因して本サービス利用者等が損害を被った場合、当該損害について一切責任を負わないものとします。なお、本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用負担において、自己の保持している情報及びデータのバックアップを行うとともに、当該情報及びデータの保護のために適切な措置を講じるものとします。
7. 当社の債務不履行責任は、当社の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとします。なお、当社は債務不履行、不法行為に基づき、かつ当社に故意又は重過失が認められる場合、当社は、本サービス利用者が直接の結果として現実に被った通常の損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用は含みません。）を、当社が本サービス利用者から現実に受け取った本料金の総額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

第16条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に記載する変更後の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社が本サービス利用者の変更前の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします。
3. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第17条（第三者への委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとし、当社は合理的な範囲で本サービス利用者の情報を当該第三者に開示することができるものとします。

第18条（秘密保持）

1. 本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。
2. 当社は、本サービスの提供のために必要な範囲内において、当社等その他関連会社、DS、及びそれらの役員もしくは従業員、業務委託先、法律上守秘義務を負う専門家（弁護士、公認会計士、税理士等を含みますが、これらに限りません。）に対して、本サービス利用者に關し当社が知り得た情報を開示することができるものとします。但し、開示先にも当社と同等の守秘義務を負わせるものとします。

第19条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
 - ① 本サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
 - ② 本サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
 - ③ 本サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 本サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。
 - ⑥ 支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
 - ⑦ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑧ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたと当社が認めたとき。
 - ⑨ 法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
 - ⑩ 反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
 - ⑪ 本サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑫ 本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれの

- ある行為をしたとき。
- ⑬ 本サービス利用者が本規約の各条項に違反したとき。
 - ⑭ 当社から本サービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑮ 本サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
 - ⑯ 本サービス利用者が実在しないとき。
 - ⑰ その他、当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
 - ⑱ 前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
 - ⑲ 本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第20条（本サービスの中止および中止）

当社は、次の場合には本サービスの全てまたは一部の提供を変更、中止または中断することがあります。これにより本サービス利用者または第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

- ① サービス用設備の保守上、点検上又は工事上やむを得ないとき。
- ② サービス提供に必要な電気通信サービスが利用できない状況にあるとき。
- ③ サービス用設備の障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
- ④ 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- ⑤ 多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることを指します。）を発生させることにより、現に音声通話がふくそうし、又はふくそうする虞があると当社が認めたとき。
- ⑥ その他当社が本サービスの運用の全部または一部を変更、中止または中断することが望ましいと判断したとき。

第21条（サービスの廃止）

- 1. 当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することができます。
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、本サービス利用者に対し、廃止する日の14日前までに、その旨を通知します。
- 3. 当社は、本サービスの一部又は全部が廃止したことにより本サービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

第22条（解約）

- 1. 本サービス利用者が、本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。なお、解約日は、本サービスの解約手続きが完了した日の属する月の翌月末日となります。
- 2. 利用契約が終了した場合、その事由によらず、当社は利用契約終了時点で未履行の権利義務が存在する場合、当該権利義務に係る利用契約の規定は有効に存続するものとします。

第23条（契約期間）

- 1. 本サービスの利用契約は、当社が本サービス利用者の利用登録を完了し、本規約第2条第2項に基づき当社と本サービス利用者の間で利用契約が成立した日から効力が生じるものとし、別紙2に定める利用期間の満了日まで存続するものとします。なお、利用契約の契約期間満了日の1ヶ月前までに本サービス利用者からの別段の申出がない場合は、利用契約は同一条件で6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2. 本サービス利用者は、契約期間中に利用契約を終了しようとする場合、残存期間の本料金の支払を免れないものとします。

第24条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第19条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第25条（反社会的勢力の排除）

- 1. 本サービス利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - ①自ら又は自らの親会社若しくは子会社（いざれも会社法の定義によります。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、過去5年以内に反社会的勢力でなかったこと。
 - ②自ら又は自らの親会社若しくは子会社（いざれも会社法の定義によります。）が反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

- ③自ら又は自らの親会社若しくは子会社（いざれも会社法の定義によります。）が反社会的勢力を利用しないこと。
 - ④自ら又は自らの親会社若しくは子会社（いざれも会社法の定義によります。）が反社会的勢力を名乗る等して当社の名譽等の毀損、業務妨害、不当要求行為、またはこれに準ずる行為をしないこと。
2. 本サービス利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
- ①当社または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的 requirement 行為。
 - ②当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③当社に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - ④偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
 - ⑤前各号に準ずる行為。
3. 本サービス利用者は、本サービス利用者が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を当社に報告し、当社の検査機関への通報及び当社の報告に必要な協力をを行うものとします。
4. 当社は、本サービス利用者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何らの義務も負うことなく、本契約その他本サービス利用者と当社との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、本サービス利用者は当社に対し、何らの請求、主張、異議申立てを行わないものとし、かつ、当社は、本項による解除によっても、本サービス利用者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第26条（準拠法・合意管轄）

- 1. 本規約及び本サービス利用者と当社間の関係は、日本法に準拠します。本規約又は本サービスに関する訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2. 本規約のいずれかの部分が無効または執行力がなくなった場合、その部分は適用法の下で両当事者の当初の意図にできる限り沿うべく解釈され、残りの部分はなお効力を有します。当社が本規約の規定を行使または執行しなかった場合、かかる権利または規定の放棄とは解釈されません。

第27条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第28条（存続条項）

利用契約が終了後においても、本規約第7条乃至第11条、第15条、第18条、第19条、第26条乃至第29条、並びに、本規約に定める禁止事項及び免責事項等その他のその性質上存続されるべきと合理的に判断される規定は、当社と本サービス利用者のとの間でその効力が存続するものとします。

第29条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部または一部が、法令等により無効又は執行不能とされた場合であっても、当該無効又は執行不能とされた条項を除く本規約の残りの条項の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

以上

2025年11月1日 制定

DiaL Shift サービス契約約款 詳細

本契約約款（以下「本約款」といいます。）には、株式会社DiaL Shift（以下「当社」といいます。）が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について、利用企業と当社との間の本サービス利用に関する基本的な事項が定められています。本サービスの利用に際しては、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款にご同意いただく必要があります。

第1条（約款の適用）

1. 本約款は、すべての利用企業に適用されるものとします。
2. 当社が本サービスに関する個別規定（個別の約款および申込書に記載された事項を含むものといいます。）を別途定める場合は、当該個別規定も本約款の一部を構成するものとします。なお、本約款と個別規定の内容が相反し、又は矛盾する場合は、個別規定を優先するものとします。
3. 本サービスの取扱いに関しては、当社と接続されている電気通信事業者等が定める約款等により、制限されることがあるものとします。

第2条（定義）

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「利用企業」 当社と本サービス契約を締結している法人
- (2) 「本サービス」 この約款及び申込書に基づき当社が利用企業に提供するサービス
- (3) 「本サービス契約」 利用企業が当社から本サービスの提供を受けるための契約

第3条（契約の成立）

1. 本サービス契約をする場合には、当社所定の申込書を当社に提出していただくものとします。
2. 本サービス契約は、前条の本サービス契約の申し込みに対して当社がこれを承諾した時点にて成立するものとします。
3. 当社は、本サービス契約が成立したときは、契約の内容を記載した当社所定の確認書面を速やかに利用企業に当社所定の方法で送付するものとします。
4. 当社は次の場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 本サービス契約申し込みをしたものが、当社の定めるサービス料金、消費税、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる場合
 - (2) 本サービス契約申し込みをしたものに対して、地域的な条件等により、当社が充分なサービスが提供できないと判断した場合
 - (3) サービスの契約申し込みが、公序良俗反する行為、犯罪・反社会的行為等を目的としていると考えられる場合
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許認可・届出が必要な業種である場合
 - (5) 出会い系サイト・マッチングサイト・出会い系アプリ等の業種である場合（インターネット異性紹介事業の届出を行っている場合等）
 - (6) 前各号に定める他、当社がサービス提供が不適当と判断した場合

第4条（利用企業ID及びパスワードの管理）

1. 利用企業は、自己の責任において、本サービスの利用企業ID及びパスワードを管理するものとします。利用企業、第三者にパスワードを使用されることのないよう、以下の事項を守らなければなりません。
 - (1) 容易に第三者に推測されないパスワードとすること
 - (2) 第三者に自己のパスワードを公開しないこと
 - (3) 複数の人間が使用する端末上で本サービスを利用する場合は、本サービスの利用を終えるときに必ずログアウトして終了させること
 - (4) 複数の人間が使用する端末上で本サービスを利用する場合は、かんたんログイン（ログイン時のEメールアドレスとパスワードの入力を省略できる機能）の登録解除を行っておくこと
2. 利用企業は、いかなる場合にも、利用企業ID及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与することはできません。
3. 当社は、利用企業IDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その利用企業IDを登録している利用企業自身による利用とみなします。
4. 利用企業IDとパスワードが第三者に漏洩した場合、又は第三者に利用された場合は直ちに当社にご連絡下さい。
5. 利用企業は、パスワードの不正使用によって当社又は第三者に損害が生じた場合、当社及び第三者に対して、当該損害を賠償するものとします。また、利用企業ID及びパスワードの管理は、利用企業が自己の責任の下で行うものとし、登録情報が不正確又は虚偽であったために利用企業が被った一切の不利益及び損害に関して、当社は責任を負わないものとします。

第5条（利用企業情報）

1. 当社は、本サービスの提供のため、利用企業の利便性を向上させるため、ログイン履歴、本サービスの利用時間・利用頻度、利用機能の履歴（以下、総称して「利用企業情報」といいます。なお、利用企業情報には、氏

- 名、メールアドレス、クレジットカード情報等の情報を含みません。) を取得することがあります。
2. 当社は、利用企業情報を原則として第三者に開示する事はありませんが、以下の場合には第三者に利用企業情報を提供することができます。ただし、提供する利用企業情報は必要最低限の情報に限り、利用企業情報が漏えい、滅失、改ざんされないように図ります。
- (1) 本サービスの提供、マーケティング、新規サービス開発、及びサービス向上に関する業務を第三者に委託する場合
- (2) 公的機関から正当な理由により開示を要求された場合
- (3) その他任意に利用企業の同意を得た場合
3. 当社は、本サービスを通じて取得した個人情報を当社のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。

第6条（支払方法）

1. 本サービスの利用料金（以下、「本サービス料金」といいます。）の詳細は、申込書の通りとします。
2. 利用企業は上記の本サービス料金が月額設定の場合、毎月月末締翌月末日までに本サービス料金を支払うものとします。（初月のみ初期費用が加算されます。）
3. 利用企業は、本サービス料金を当社が発行する請求書に基づき指定金融機関口座へ振り込むことによって支払うものとします。
4. 振込手数料等の手数料が発生する場合、当該手数料は利用企業の負担とします。
5. 利用企業は、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算した額を延滞利息として支払うものとします。
6. 当社は理由の如何にかかわらず、すでに支払われた本サービス料金を一切返金いたしません。

第7条（利用期間）

1. 本サービスの利用期間は申込書記載の通りとします。なお、本サービス契約の有効期間満了日の1か月前までに利用企業から別段の申出がないときは、本サービス契約は同内容で6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 当社及び利用企業は、本サービスの利用期間中であっても、解約しようとする日の1か月前までに相手方に当社所定の方法で通知することにより、本サービス契約の全部又は一部を解約することができます。
3. 利用企業は、本サービス契約の利用期間中に解除をしようとする場合は、残存期間の本サービス料金の支払を免れないものとします。

第8条（ロゴ等の利用）

利用企業は当社に対し、当社が実績を当社のホームページ・営業資料等に記載する目的で利用企業の企業名・企業ロゴを利用することを許諾するものとします。

第9条（通知・届出）

利用企業はその氏名（商号）または住所、取扱いの商品・役務等申込書記載の事項に変更があった場合は、速やかに変更の内容を当社所定の方法で届け出るものとします。

第10条（再委託）

当社は、自己の責任において本サービス提供の全部又は一部を第三者に再委託することができます。ただし、当社は、第三者に再委託する場合であっても、本サービス契約で定める当社の責務を負います。

第11条（譲渡禁止）

利用企業は、当社の事前の承諾を得ずに、本サービス契約にもとづいて発生する一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保のために供してはなりません。

第12条（禁止行為）

利用企業は、本サービスの利用をするにあたり、次の行為を行わない、または当社に求めないものとします。

- (1) 架電対象に個人を含める行為
- (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させ又は連続的に多数の呼を発生させる等、音声通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
- (4) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対して商法、訪問販売法、割賦販売法、景品表示法、個人情報保護法その他法令の定めに違反する行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 直接・間接を問わず、犯罪に結びつく可能性のある行為
- (7) 他の利用企業あるいは、第三者を誹謗または中傷する行為
- (8) 他の利用企業あるいは、第三者の生命、財産、プライバシーを侵害または侵害するおそれのある行為
- (9) その他、法令等に違反するもの、または違反するおそれのある行為

第13条（サービス提供の停止・当社の解除等）

1. 当社は利用企業が次のいずれかの事項に該当する場合は、本サービスの提供を停止する場合があります。
 - (1) 前条の禁止行為をおこなっている場合
 - (2) 本サービス契約申し込みをしたものが、公序良俗に反する行為、犯罪・反社会的行為等を行っている恐れがある場合
 - (3) 本サービス契約申し込み時に虚偽の事項を通知したことが明らかになった場合
 - (4) 本サービスの料金等について、支払期限をすぎても、なお支払わない場合
 - (5) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申し立て等を受けた場合
 - (6) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合、その他支払い停止の状況になった場合
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者である場合、又は反社会的勢力であった場合。
 - (8) その他当社がサービスの提供を停止すべき相当の事由があると判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止された利用企業が、本サービスの停止に至った事由を継続している場合は、本サービス契約を解除する場合があります。
3. 当社は、利用企業が前条第1項各号の規定のいずれかに該当し、その事由が他の利用企業の本サービスの利用あるいは、当社の業務遂行に著しい支障をおよぼすと認められた場合は、本サービスの利用の停止を行わずに本サービス契約の全部又は一部を何らの催告なく、直ちに解除できるものとし、生じた損害の賠償を請求することができます。
4. 本条による解除の場合、利用企業の当社に対する全ての債務は当然に期限の利益を失い、利用企業は直ちに債務の全額を当社に支払うものとします。

第14条（契約終了後の措置）

1. 当社は、本サービス契約終了の6か月後、本サービスで使用している利用企業のデータ及び利用企業から提供されたデータの消去を行うものとします。
2. 本サービス契約が終了した場合であっても、その終了時に存在する未履行の権利義務については、有効に存続するものとします。

第15条（損害賠償）

1. 利用企業が本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、利用企業の費用と責任において当社に対してその一切の損害（訴訟費用及び弁護士費用を含む）を賠償するものとします。
2. 利用企業の行為により、第三者（他の利用企業を含みます。）から当社が損害賠償等の請求をされた場合には、利用企業の費用と責任で、これを解決するものとします。当社が、当該第三者に対して、損害賠償金を支払った場合には、利用企業は、当社に対して当該損害賠償金を含む一切の費用（弁護士費用及び逸失利益を含みます。）を支払うものとします。

第16条（免責）

1. 本サービスは、成果（アポイントを取り付ける事、営業活動による売上増加等）を確約するものではありません。
2. 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、疫病、感染症その他当社の責に帰し得ない事由により本サービス提供ができず、利用企業に損害が発生した場合、当社は一切責任を負いません。
3. 本サービスは、障害に対して完全に耐性のあるものではなく、核施設、航空機の運行若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置に関わるもの、本サービスの機能停止により死亡、傷害、または身体若しくは環境、社会活動、経済活動への深刻な損害が直接的に導かれ得る活動（以下「ハイリスク活動」といいます。）に使用されるものとして設計、製造または企図されたものではないものとします。当社は本サービスのハイリスク活動への適合性について、明示的または黙示的な保証を明確に否認するものとします。
4. 当社は、当社が使用しているサービス（クラウドサービスのGCP、音声認識のGoogleTelephony等）の不具合により本サービスに不具合が生じた場合、利用企業に生じた損害について一切責任を負いません。
5. 当社の債務不履行責任は、当社の故意又は重過失によらない場合には免責されるものとします。また、当社が債務不履行、不法行為に基づき、かつ当社に故意又は重過失がある場合、当社は利用企業が直接の結果として現実に被った通常の損害（弁護士費用を含みません。）を、当社が利用企業から現実に受け取った本サービス料金の総額を上限として損害賠償責任を負うものとします。

第17条（サービス提供の中止）

1. 当社は、次の場合においては、本サービスの提供を中止することがあるものとします。
 - (1) 保守上（アップデートを含みます。）またはメンテナンス上やむを得ない場合
 - (2) 当社が接続している電気通信事業者がサービスを中止した場合
 - (3) 多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます。）を発生させることにより、現に音声通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が認めたとき。
 - (4) その他天災地変等不可抗力もしくは運用上又は技術上の理由でやむを得ないとき
2. 当社は、本サービスの提供の中止により、利用企業が被ったいかなる不利益又は損害について、理由を問わず一

切の責任を負わないものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 利用企業は、本サービスを利用するにあたり、当社に対して次に定める事項を表明し、保証しなければならないものとします。
 - (1) 利用企業が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及その関係団体その他の反社会的団体または勢力をいうものといいます。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力を利用しないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - (3) 反社会的勢力に資金提供を行わないこと及びこれに準ずる行為をしないこと
 - (4) 反社会的勢力を名乗る等して当社の名誉等の毀損、業務妨害、不当要求行為、またはこれに準ずる行為をしないこと
2. 利用企業が本条第1項各号に違反した場合または違反していると当社が合理的に判断できる場合、当社は催告を要することなく、直ちに、本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。この場合、利用企業は、当社に対して一切の異議を申し立てられません。
3. 前項で定める契約解除に伴い当社に損害が発生した場合、当社は利用企業に対して当該損害の賠償請求を行うことができるものとします。

第19条（秘密保持）

1. 本約款において「秘密情報」（以下、秘密情報を開示又は提供した当事者を「開示者」、秘密情報の開示又は提供を受けた当事者を「受領者」といいます。）とは、本サービスに関する書面、電磁的記録媒体、その他の媒体に化体して情報を開示した場合には、「秘密」「秘」「Confidential」等の表示を当該媒体に付すことによって秘密情報である旨を明示した情報をいい、口頭又は視覚的に情報を開示した場合には、開示者が開示の際に当該情報が秘密である旨を口頭で明示し、かつ当該開示を行った日から1週間以内に秘密情報の内容及び秘密情報である旨を明示した書面にて受領者へ通知した情報をいいます。但し、以下のものは、「秘密情報」から除きます。
 - (1) 開示者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - (2) 開示者から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - (3) 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - (5) 開示者から秘密保持の必要な旨書面（メールを含みます。）で確認されたもの
2. 受領者は、秘密情報を本サービスの利用又は提供の目的のみに利用するとともに、開示者の書面（メールを含みます。）による承諾なしに第三者に開示者の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 当社は、本サービスの提供のために必要な範囲内において、親会社、子会社、兄弟会社、その他関連会社、自己及び関連会社の役員及び従業員、業務委託先並びに自己及び関連会社が依頼する弁護士、公認会計士、税理士、その他のアドバイザー（総称して以下「役職員等」という。）に対して、秘密情報を開示できるものとします。ただし、開示先にも当社と同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
4. 前項の定めに拘わらず、受領者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を開示者に通知しなければなりません。
5. 受領者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に開示者の書面（メールを含みます。）による承諾を得ることとし、複製物の管理については本条第2項に準じて厳重に行うものとします。
6. 受領者は、開示者から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、当社の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第20条（権利の帰属）

当社のウェブサイト及び本サービスに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しております。利用企業は、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為をしないものとします。

第21条（約款の変更）

1. 当社は、当社の判断に基づき、利用企業に変更の1か月前に通知することにより、本約款を変更する事があります。
2. 本約款の変更が発生した場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によるものとし、利用企業が変更後の約款に同意できない場合は契約の解除の権利を有するものとします。
3. 前項における利用企業の契約解除の権利は、約款変更前に当社所定の方法で申し出を行うことにより効力をうるものとします。
4. 本約款の変更は、利用企業に通知された上で、当該変更後の約款の改定日が到来したことをもって有効となります。変更後の約款が有効となった後に本サービスを利用した場合または、変更後の約款の有効日から1か月が経過しても当社に対して異議を申し立てかった場合は、1か月の経過をもって利用企業が変更後の約款内容に対して同意したものとみなします。

第22条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第23条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

本約款及び申込書に記載の無い事項で本サービスの提供上で必要な細目事項については、利用企業と当社との協議により定めるものとします。

制定日 2024年6月1日

以上

本サービス 詳細

1. 定義・サービス内容

- ①「本サービス」は、本サービス利用者の事業における見込顧客に対する架電による営業に関して、一部のフローを自動化することが可能なAIコールシステムを対象システムとして利用することができるサービスです。なお、本サービスは以下の各サービスにより構成されます。
- <各サービス>
- (1) 対象システムの利用を目的とした、本サービス利用者専用の初期AI構築
 - (2) 対象システムの利用
 - (3) 対象システムの利用に関する、プランに応じた定例MTGによる伴走支援
 - (4) プランに応じた上限回数までの、対象システムにおけるスクリプトの変更
- ②「テレアポAI利用者」とは、本サービスを利用する利用者個人を指します。なお、テレアポAI利用者が対象システム上で利用できる機能は、本サービス利用者における利用契約の内容に依存するものとし、本サービス利用者はテレアポAI利用者に対して、本サービス及び対象システムの利用に際して本規約及びDS利用規約に同意させるものとします。
- ③「本サービス利用者等」とは、本サービス利用者とテレアポAI利用者を総称して指します。

2. 利用期間・本料金・プラン内容

①利用期間

本サービス利用者は、③に定めるプラン全てにおいて、以下に定める対象システム利用開始月を1ヶ月目として、以下の利用期間のいずれかを選択することができます。なお、②に定める本料金のうち対象システム初期構築費が、利用期間に応じて異なるものとし、利用期間中の利用期間の変更は一切できないものとします。

<対象システム利用期間開始月>

対象システムにおける本サービス利用者専用の初期AI構築が完了した後、当該対象システムの試用期間（※）が終了した日が属する月の翌月

（※）試用期間とは、本サービス利用者専用の初期AI構築が完了した対象システムに関し、当社から本サービス利用者に対して発する対象システムにかかるID等に基づき、本サービス利用者自身において、挙動及び初期AI構築時の仕様との不適合の有無等を確認することを目的としたテスト利用期間を指し、当社と本サービス利用者との間で交渉の上決定するものとします。なお、試用期間終了時、対象システム利用開始月について当社から本サービス利用者に対して書面又は電子メールで通知するものとします。

<利用期間>

- (1) 6ヶ月間
- (2) 12ヶ月間
- (3) 24ヶ月間

②本料金（税別）

本サービスの利用にあたり、以下の本料金が発生します。

(1) 対象システム初期構築費

本サービスのうち、「1. 定義・サービス内容」①に定める各サービス(1)の利用にかかる本料金を指し、利用期間に応じて次の通りとします。なお、支払期日は本サービス利用者が本サービスの利用に関する申込を当社に行った日が属する月の翌月末日とします。

- ・利用期間が6ヶ月間の場合 : 600,000円
- ・利用期間が12ヶ月間の場合 : 200,000円
- ・利用期間が24ヶ月間の場合 : 200,000円

(2) 対象システムの利用等にかかる月額利用料金

本サービスのうち、「1. 定義・サービス内容」①に定める各サービス(2)、(3)、(4)の利用にかかる本料金を指し、プランに応じて③に定める通りとします。なお、対象システム利用期間開始日の属する月より発生するものとします。

(3) 対象システムの利用等にかかるその他の料金

- (2) のほか本サービスの利用にかかる本料金を指し、③に定める通りとします。

③プラン内容

本サービスのプラン内容及びプランに応じた各サービスの詳細は以下の通りです。

<プラン内容>

プラン名	ライトプラン	スタンダードプラン	プロフェッショナルプラン
対象システム初期構築費 (※1)	②(1)に定める通り		
月額利用料金	200,000円	400,000円	500,000円
発行ID数 (※2)	6ID	20ID	50ID

月間基本コール数 (※3) (※4) (※5)	2,500 コール	6,500 コール	8,500 コール
その他提供サービス	月1回の定例MTGによる 伴走支援	週1回の定例MTGによる 伴走支援	週1回の定例MTGによる 伴走支援
	月2回を上限とした スクリプト変更	月4回を上限とした スクリプト変更	月8回を上限とした スクリプト変更
	通話録音保存期間1年	通話録音保存期間1年	通話録音保存 無期限保存
	-	AI用音声録音 上限10名	AI用音声録音 上限40名

※1 対象システムの構築において、本サービス利用者が目的とする、見込顧客に対して営業する商材が追加になる場合等、当社が必要と判断した場合、対象システム初期構築費、月額利用料金等、本規約に定める本料金とは別途追加費用が発生する場合があります。

※2 対象システムの利用にあたり、当社が本サービス利用者に対して発行し付与するID数を指します。

※3 毎月、本サービスのコール機能及び再コール機能を使用して、架電先における担当者への取次の依頼までを自動で行う件数を指します。なお、留守番電話の場合は1コールとしてカウントされないものとし、自動音声による案内がされた上で内容判定が必要な場合は、1コール10円が別途発生するものとします。

※4 AIコール及び手動通話を使用する場合、通話料は別途発生するものとします。

※5 月間基本コール数を超えて、当月コール機能を利用する場合、プランに関わらず以下の追加料金が発生します。

<追加料金>

月間総コール数	20,000 以下	40,000 以下	60,000 以下	80,000 以下	80,001 以上
1コール料金	53円	50円	48円	45円	42円

3. 対象システムの利用方法

- ① 対象システムにおける、本サービス利用者専用の初期AI構築が完了した後、当社から本サービス利用者に対して、対象システムに係るID等を発した時点より、対象システムの利用をすることができるものとします。なお、本サービス利用者における初期AI構築が完了した時期等により、対象システムを利用することのできる時期が変更となる場合があるものとします。
- ② 本サービス利用者等は、本サービスの利用に際して必要な手続きがある場合、当社が別途指定する方法にて当該手続きを行うものとします。

4. 本サービスの提供条件等

- ① 本サービスの提供対象は、日本国内に本店を有する法人または屋号となり、個人は提供対象外とするものとします。
- ② 本サービスの種類・内容・仕様その他の事項は、そのサービスの提供時点で、当社及びDSが合理的に提供可能なものに限られます。
- ③ 本サービス利用者等は、当社又はDSが本サービスの運営又は提供のために協力を求めた時は、以下の事項に協力するものとします。
 - (1) 本サービスの提供のために必要な情報又は資料等の提供
 - (2) その他本サービスの運営又は提供のために当社又はDSが必要と認める事項の実施

以上